

米谷隆三博士の保険法学

「保険法の経済分析」からの再評価

弁護士 渡邊 明彦

はじめに

アメリカ合衆国においては、近時、「法と経済学」とか「法の経済分析」とかよばれる運動の一環として、保険法学への経済学的手法の導入が著しく進展している。このようなアメリカにおける「保険法の経済分析」は、保険法学に新しい展開をもたらすとともに、伝統的な問題についても従来とはことなつた分析視角を提供してくれる。(1)

ところで、本稿では、この「保険法の経済分析」自体の紹介はひとまずおき、「保険法の経済分析」の視点から、わが国における最も優れた保険法学者のひとりである、故米谷隆三博士(2)の業績を再評価するという作業を試みてみたい。このような作業をおこなう目的は

まず、博士の保険法学を「保険法の経済分析」の先駆者として再評価することにある。じゅうらい、博士の保険法学は「制度理論」にむすびつけられてきたが、もう一つの側面として、博士の経済学的手法の側面に焦点をあててみたいのである。

本稿のような試論が、保険法学における経済学的方法の重要性を——やや特殊な角度からではあるが——再認識させる一助ともなれば幸いである。

(1) アメリカのロースクールにおいて「リスク・マネジメント・ポリシー」などの名称で、伝統的な保険法の講義とは別に、かなり高度な内容のセミナーが行われている。なお、須田暁『保険経済学(第3版)』(一九九四年)は同様の方向をめざすものである。

(2) 米谷隆三(まいたに・りゅうぞう)。

一八九九年(明治三十二年)〜一九五八年(昭和三十三年)。東京商科大学(現一橋大学)教授をつとめられたが、一九四七年(昭和二十年)公職追放。一九五一年(昭和二十六年)追放解除後、逝去まで成蹊大学教授。『約款法の理論』により、一九五五(昭和三十)年度の日本学士院賞受賞。

1 業績

米谷博士の研究はその中心を保険法におきながら、商法一般から経済法、さらに法哲学の領域にまでおよんでいる。博士は、単行の著作四冊、一〇〇編をこえる論文を発表されているが、そのうち主要なもの、没後、米谷隆三選集刊行会より『米谷隆三選集』全三巻(3)にまとめられ

刊行された。また、博士の蔵書は、「米谷文庫」として財団法人生命保険文化研究所(大阪)において保管されており、博士の学問的な背景を知るうえで便利である。(4)

米谷博士の業績を理解するにあたっては、なによりも、博士の生きた時代の背景を考慮する必要がある。博士は大正十四年(一九二五年)大学卒業後、商工省の保険事務官として勤務され保険監督の実務にあたられたのち、昭和五年(一九三〇年)に大学に転じられている。(5)この一九三〇年代こそが、昭和恐慌のもたらした社会不安を背景に、経済統制が始まったときである。また、博士の経歴は、博士が、強烈な公共心とともに、赤裸な営業の自由や無制約な利潤原理を否定するという「革新官僚」と同様の志向を有していたことを窺わせるにたるものである。(6) さて、米谷博士によれば、商法は法律の発達においてつねに開拓者であり先駆者であったとされる。商法は、伝統的には、個人的小規模な商を支配する自由主義的・個人主義的な商事法であった。しかし、産業革命をへて、商は集団化し大規模化するとなり、資本主義の高度化とともに営業は大規模経営となった。

このことは營業に「社会性」を帶有させることになり、いちはやく商法にも社会性をおびさせることになったとされる。ただし、米谷博士の「社会性」の意義については、いわゆる社会主義に結びつけられるものとは異なり、公益の原則にしたがい職分を遂行すること、とでもいえるものであった。(7)

ところで、博士は、この「社会性」をおびることとなった商法においては、営利と奉仕の調和を図らなければならぬが、これには任意規定の強行法規化とともに、国家のおよび社会的監督が必要になるとされる。博士のいわゆる「商法の進化的傾向」とは、経済社会の変化にいちはやく反応したこのような「社会的傾向」を意味するのである。米谷商法学は現在の感覚からすると極めて公法的色彩のつよいものとなっている。(8)

このようにして、米谷博士においては、商法とは商法典中の私法的規定のみならず「商公法」をも含むものでなければならず、また、保険法は商法典中の保険に関する規定はもちろぬ保険業法をも包含するものとなる。つまり、米谷博士の保険法学は、保険契約法、保険会社法および保険規制法という三つの体系により

成立することとなるが、保険法の内実は、「協同善」(bien commun)の展開としての制度たる保険企業(9)が、行為的・組織的に発現したものであるとして理解されることになるのである。(10)

(3) 米谷隆三選集刊行会編『米谷隆三選集』全三卷(一九六一、六二)

(昭和三十六年、三十七年)(以下「選集ⅠⅡⅢ」として引用する。)

なお、その中の七論文が再録され「精選「米谷隆三選集」」(昭和六十三年)として刊行されている。

(4) 米谷文庫の内容は、同研究所発行の『図書目録—米谷文庫』によって知ることができる。

(5) 米谷隆三「商法一般における保険法の地位」(一九三〇年)(選集Ⅰ、四八〇頁)。本論文は博士が「商法学者として世に立たん決意するにあたって」発表された処女論文である。

(6) 野口悠紀雄『一九四〇年体制』(一九九五年)。野口教授は、「革新官僚」の政策は戦後に引き継がれ、その発想は現在に至るまで財界を含めた国民一般に大きな影響を与えているとされている。教授は、「革新官僚」の思想的特色のひとつとして、コーポラティズムをあげておられる

が、大嶽秀夫『自由主義的改革の時代』(一九九四年)は、現代日本のコーポラティズムを論じて示唆的である。

(7) 米谷隆三「制度思想の展開」(一九三八年)(選集Ⅰ、四〇頁)。なお、上田辰之助博士の著作集中、特に「制度理論」の経済学的意義(上田辰之助著作集三卷、三三三頁所収)参照。

(8) 米谷・前掲注5、及び同「制度理論と商法」(選集Ⅰ、五三頁)。

(9) 米谷隆三「企業法の生成」(一九三八年)、同「法体系上の企業をめぐる課題」(一九四〇年)、同「企業法より経済法へ」(一九四一年)(選集Ⅱ、二九五頁、三三二頁、三五八頁)。米谷博士の「企業法」については、喜多了祐「一橋商法学の形成と米谷博士の企業法論」一橋論叢八巻四号(一九八三年)七二頁の解説がある。

(10) 米谷保険法学の全体像を知るには、米谷隆三「保険制度」(一九五四年)、同「保険法の基礎」(一九五六年)(選集Ⅱ、三頁、二二四頁)が便利である。

2 構造

本節では、米谷博士の保険法学の内部構造を分析してみたい。米谷博

士は青山衆司博士の後継者として教壇にたれたが、青山博士が保険法を保険契約法として研究されたのに対し、米谷博士は制度としての保険法を探究された。(11)のちに、米谷博士は、青山博士のような保険契約法を主とする主観主義的な保険法学を「旧派」となづけられるとともに、ご自身の客観主義的な保険法学を「新派」として対照されるが、博士のこの「新派」「客観主義的」保険法学とはどのような構造をもつものなのであろうか。(12)

A 法社会学的な方法

米谷博士は、法は「生きた法」でなければならず、また法学は「生きた法学」でなければならぬことをつとに強調された。この「生きた法学」は、博士の表現によれば「生活の学問」となる。博士は、法学の対象は条文や法規だけではなく「生きた法」であられねばならないとして、いちはやく法社会学的な研究方法の重要性をとらえられていたのである。(13)

ところで、米谷博士は、保険法学においてはこの「生きた法」は、保険社会学によって探究されるべきものとされるが、博士の唱道せられた「制度理論」はとりもなおさずこの

社会学的理論として、保険の法現象を把握するのに用いられたのである。(14)

米谷博士は、このような法社会学的方法によって、形式的・法律的な保険関係の背後に、法社会学的に存在する実質的・社会学的な保険団体を認識されたが、さらに、この保険団体を分析するにあたり博士がとられた方法は、経済学的方法であったのである。(15)

B 経済学的方法

米谷博士は、自身を「経済と法の混血児」と表現され、経済をとおして法を探求された。

米谷博士によれば、保険は多数人を技術的にレキシス (W. Lexis) の公式の上に展開したものであるとされる。レキシスの公式とは

$P = W \cdot Z$

と表されるものであり、Pは保険料の総額、Wは確率、Zは保険金の総和である。ただし、博士は、ここではレキシスの公式をもって「収支相当の原則」を表現されていることに注意しなければならない。

保険は、多数人の払い込む保険料と支払われる保険金との平衡の原則の上になりつつが、博士は、これにたんに保険の技術上の原則を支持す

るのみならず、保険の性格そのものを規定するとされる。つまり、この公式は、保険事故にそなえ一団となつて保険金を支払い、いったん保険事故が生じたばあいにはその成員に保険金を支払うという、保険団体の存在を示すとされるのである。(16)

C 客観主義

米谷教授は、保険契約を普通の民法的な双務的な取引、すなわち、単なる「A対Bの孤立的な契約」と考えて保険契約論を展開するたればを、保険法における「主観主義」となづけ、これを「旧派」とされた。

これに対して、米谷教授自身の保険法論を「客観主義」となづけ、「新派」として対比された。「客観主義」あるいは「新派」は、保険制度の背後にある保険団体の存在をつよく認識して、新たな保険契約理論を展開するものであるとされたのである。

客観主義はつぎのように展開される。保険契約は、ある一定の事故発生の確率をもった保険団体への加入ということになるから、個々の保険契約ごとに恣意的に契約内容を変更し、あるいは、商議するということがありえないとされる。博士によればこれが「生きた保険契約」であるとされる。つまり、実際にも、保険

契約の成立にあたっては、保険契約の基礎にある危険団体の基礎にたつた「保険約款」が成立しており、保険約款による契約というかたちで保険契約は成立するのであると、博士は指摘される。(17)

このように、米谷博士は、少なくとも保険法の領域においては、契約内容の交渉をつうじた意思の合致による契約の成立という原則があてはまらないことを論証され、このような現象の解明にあたられたのである。博士は、さらに進んで、保険約款を読まないで契約したもの、あるいは保険約款を理解できないものも拘束する根拠を、客観主義から説明された。(18)

D 「厚生法学」

伝統的な意思理論によると、保険約款を理解できないものは有効に保険契約を締結できないことになる。これでは、保険を利用できないものもでてくることとなり、実際の需要を満たさない。しかし、なぜ、保険約款を読まないもの、あるいは理解できないものをも約款は拘束して正義に反しない——博士のいわゆる「病理的約款」のばあいはしばらくおき——のであろうか。

米谷博士は、つぎのようにいわれ

る。保険約款は、保険事業の実用と保険団体の理念によって支えられており、そこに、利益、危険、損害等の現実的な保険秩序を発現している。この保険約款にもとづき、附合契約をつうずることにより、保険約款に中枢的に存在した保険法秩序が保険団体に発現することになる。(19)

また、別の箇所では、保険団体の目的は「協同善」でありまた「厚生」であるとせられ、保険制度は、この厚生をもとめるため法的に倫理的にまた技術的に展開せられるものであるとされている。(20)とすれば、保険約款は、個々の契約では達成できない、「厚生」を達成するための仕組みであると理解することができよう。(21)

(14) 米谷隆三「青山衆司博士を憶う」(一九五三年)(選集Ⅲ、九二頁)。

なお、木村栄一「保険論(1)」(一橋大学百年記念『一橋大学学問史』一八七頁)も参照。

(15) ミシェル・アルベール『資本主義対資本主義』(一九八九年)は、アルペン型保険とアングロサクソン型保険という区別をしている。米谷教授の念頭におかれた保険はアルペン型—ドイッ・フランス型—であったことになろうか。

(16) 米谷隆三「オーリユー法学方法論

への理解」(選集I、一九五〇年)。簡明なものとして、米谷隆三「外国法から日本法へ」(一九五二年)(選集III、三二頁)がある。

(14) 米谷隆三「保険法と制度理論」(一九四四年)(選集I、一一四頁)。

(15) 米谷隆三「保険学の方法について」(一九二八年)(選集I、三〇二頁)

において、博士は「保険学は経済学の一分科である」と述べられている。なお、同「保険金融経済論」(一九二五年)(選集I、二四五頁)ほか、博士の初期の研究には保険経済学にかかわるものが多い。

(16) 米谷・前掲注13参照。博士は、「給付・反対給付平衡の原則」ということばを「収支相当の原則」の意味で用いられているので、本文のように変更を加えた。なお、レキシスの法則は、現在では、「給付・反対給付均衡の原則」として用いられている。

(17) 米谷隆三「保険法の根本問題」(一九五八年)(選集II、一一九頁)。

(18) 米谷・前掲注10「保険法の基礎」参照。

(19) 米谷・前掲注17、参照。

(20) 上田辰之助博士は福田徳三教授の「厚生経済学」に言及されており、このような意味で「厚生」を理解して大過なからう。なお、米谷文庫には、「ペレート最適」で有名なペレートの著作がある。

(21) 米谷・前掲注14は、制度法学は厚生法学であると述べられている。米谷博士の約款理論は、実は、「厚生法説」とでもよべる内実をもっているのではなからうか。これについては、別稿で論じる予定である。

3 再評価

すでに冒頭でのべたように、アメリカ合衆国において、経済学的手法を法学にとりいれようとする「法と経済学」とか「法の経済分析」とよばれる運動の一環として、「保険法の経済分析」の研究が進展している。本稿は、アメリカの「保険法の経済分析」自体の紹介をするものではないので、米谷博士の保険法学にかかわる限度で引照することとした。

A 「準備金」対「相互性」

まず、アメリカの「保険法の経済分析」において最初に現れたのが、米谷博士のいわゆる「客観主義」に類似するものであったことは注目されてよい。たとえば、イェール大学のプリースト教授の保険危機の原因を分析した論文は、「保険法の経済分析」のさがげとなったものとして評価されている。この論文は——わが国の用語で表現すると——製造

物責任の拡大によって危険団体が両極に分解していったことが保険危機の原因であると述べている。

ここでプリースト教授が依拠されているのは、大数の法則、保険事故の発生確率を客観的確率とすることそして事故発生にそなえて資金を準備するという「準備金」モデルであった。また、わが国でも紹介のあるヴァージニア大学のエイブラハム教授も、事故発生確率が既知であることを前提とするリスク・プール・モデルを用いて理論を構築されている。さらに、エイブラハム教授は保険法と保険規制を統一的に検討しようとしてされている。

B アロー・デブリュー・パラダイム

ところで、プリースト、エイブラハム等に引き続き、「情報の経済学」とか「不確実性の経済学」という応用ミクロ経済学の成果を、積極的に利用していこうとする世代が登場するにいたった。

期待効用理論にもとづく「不確実性の経済学」は、保険の「需要理論」を確立するとともに、保険を一般均衡分析の枠組みのなかで分析することを可能にした。ことに、ポシユの定理は、保険契約によりリスクの分散が可能であることを示したが、

ここでは、保険の成立に「企業」のような存在が必要ではないこととなる。アロー・デブリュー・パラダイムとよばれる理論的枠組みは、米谷博士の論難された主観主義的保険法学に理論的ならしむるだてを与えるものである。

C 制度学派

上述のように、新古典派的なアプローチの進展には目をみはるものがあるが、現実の世界は、新古典派の想定するように情報が完全であるわけでもなく、取引費用がかからないわけでもない。このような、より現実的な分析を目指して、アメリカにおいて新制度派経済学が登場した。

米谷教授は、かつて、アメリカの「制度派経済学」を、博士のめざす制度法学とは「似而非」なるものとされたが、現在のアメリカにおいては、「制度」の重要性が再認識されるにいたっているのである。この「新制度派経済学」の開拓者で一九九一年度のノーベル経済学賞受賞者、シカゴ大学のコースは、「制度」を経済的効率を促進するものとしてとらえ、制度分析の重要性を指摘した。米谷博士は、「制度」を「厚生」あるいは「協同善」をめざすものとしてとらえていたのであるが、米谷

博士の「制度法学」はアメリカの新制度学派の登場とともに、再度、輝きをとりもどしつつある。(27)

(28) George L. Priest, *The Current Insurance Crisis and Modern Tort Law*, 96 *Yale L. J.* 1521 (1987).

この論文については小林秀之教授が簡単にふれておられる。プリースト教授が引用しているのは、Riegel, Miller & Williams, *Insurance Principle and Practice* (6th ed.) (John M. Marshall, *Insurance Theory: Reserves versus Mutuality* (1974)) である。

(29) Abraham, *Distributing Risk* (1986). 本書については、今井・山野両教授による紹介がある。

(30) わが国では吉川吉衛教授が、「情報経済学」を「不確実性の経済学」を「保険法学」とりいれる方向をめぐらしておられる。ただし、わが国保険法学はこの点でいちじるしい遅れを示しているように思われる。

(31) 米谷隆三「制度法学の展開」(一九三八年)(選集I、三頁)

ある「法の経済分析」の開拓者は、コモンローは経済的効率をまねる(mimic)と表現したが、これにならば、保険約款は、個々の契約では達成できない、社会的厚生を体言している、米谷博士は主張されたのではなからうか。

おわりに

米谷博士は、大森博士の保険法学を「旧派」として随所で批判されつつも、青山博士の古い絶対的主観主義を相対的主観主義に展開されたものとして一定の評価を与えられた。残念ながら、博士のいわゆる「新派」と「旧派」との間に活発な論争はみられなかったようである。

この理由はつぎのようなものであろう。大森博士の保険法学は、実はきわめて忠実に、新古典派的な経済分析をいちはやくとりいれていると評価できるものである。つまり、米谷博士の保険法学と大森博士のそれは、「市場」と「制度」のように相補うような性格のものであったのである。(28)

「保険法の経済分析」は、わが国における「新派」を再評価するとともに「旧派」をいっそう発展させ、きたるべき「総合」を可能にするものとしても評価できるのであり、わが国保険法学のとるべき一つの道を示唆するものである。

(32) 大森博士の保険法学が、現在の「不確実性の経済学」あるいは「情報の経済学」をとりいれた新しい「保険法の経済分析」を—ある意味で、先行して—とりいれていることは、別稿で論ずる予定である。

■ 損保関係刊行図書

(送料実費)

〔既刊〕

精選「米谷隆三選集」

六、〇〇〇円

保 險 辞 典

編集部編

一、〇〇〇円

日 本 保 險 業 史〔会社編〕

三〇、〇〇〇円

分りやすい失火責任法の理論と実務

戸出正夫 著

二、〇〇〇円

保 險 は 今 何 を 為 す 可 き か

庭田範秋 著

一、八〇〇円

消 費 者 の 視 点 よ り す る 保 險 研 究

北本駒治 著

二、五〇〇円

保 險 経 済 学

須田 眺 著

三、五〇〇円

現 代 日 本 の 損 害 保 險 事 業

上山道生 著

一、八〇〇円

保 險 用 語 辞 典

木村栄一監修

四、二〇〇円

リ ス ク へ の 挑 戦

江下直次郎 著

二、五〇〇円